

ベットピア賠償保険

獣

医

師

賠

償

責

任

保

険

のご案内



この保険はベットピア保険制度事務局 エアロエントリー株式会社を契約者とする団体契約(明細付契約)です。加入者の皆さまには被保険者証が発行されますので内容をご確認のうえ大切に保管ください。



Webから簡単にお申込み可能

<https://vetpeer.aeroentry.jp/>



代理店・扱者:エアロエントリー株式会社

MS&AD 三井住友海上

保険期間

2025年12月1日 午前04時 ~ 2026年4月1日 午後4時

(ご注意)この保険期間中に補償が開始されます。ご加入者ごとの補償期間は以下の通りです。

補償期間

加入者が指定する日の午前0時~補償開始日の1年後の応当日の前日の午後12時

補償は加入者が指定する日の午前0時(深夜)に開始します。ただし、クレジットカード決済日が加入者の指定日の当日以降の場合は、クレジットカード決済日の翌日の午前0時(深夜)になります。
(例:補償開始が今年12月15日午前0時の場合は、来年12月14日午後12時までが補償期間になります)

お申込み方法

インターネットよりお申込みいただけます。お申込みは、下記WEBサイトからお手続きください。

URL : <https://vetpeer.aeroentry.jp/>

(注)お申し込み後の各種連絡については、保険代理店エアロエントリーよりメールにて送信させて頂いております。
指定ドメイン以外は受信しない等のメールフィルターを設定されている場合、メール送信元ドメインinsurance@aeroentry.jpの追加をお願いいたします。

補償内容 掛け金

プラン名	I 型(スタンダードプラン)	II 型(種雄牛プラン)
支払限度額 (身体障害 財物損壊共通)	1事故300万円 (補償期間中900万円)	1事故300万円 (補償期間中900万円)
免責金額	1事故10,000円	1事故10,000円
年間掛け金	4,990円※ ¹	9,990円※ ²
補償対象 ^(注)	エキゾチックアニマルを含む すべての診療対象動物 (ただし種雄牛、競走用馬は対象外)	エキゾチックアニマル、種雄牛を含む すべての診療対象動物 (ただし「競走用馬」は対象外)

(注)一部の動物につき、所有者等に対する損害賠償責任が補償の対象外となります。3ページの「保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。

※1 保険料4,800円+団体事務運営費190円

※2 保険料9,600円+団体事務運営費390円

団体事務運営費はご加入手続きにかかわる事務全般にかかる費用としてペットピア保険制度事務局 エアロエントリー株式会社が徴収します。

掛け金 払込方法

クレジットカード決済(VISA、MASTR、JCB、American Express、Diners Clubカードをご利用いただけます。)または銀行振込でのお支払いとなります。

事故例

- | | |
|---|---|
| <p>❗ エコーを撮る際に犬が暴れて股関節脱臼させてしまった</p> <p>損害賠償金 560,000円</p> | <p>❗ 手術時にガーゼを犬の体内に置き忘れ、腹膜炎を起こし、再手術するも亡くなった</p> <p>損害賠償金 950,000円</p> |
| <p>❗ 去勢手術時、誤って犬の尿道を傷つけてしまった</p> <p>損害賠償金 1,000,000円</p> | <p>❗ 誤って猫の目に点耳薬を入れ、ブドウ膜炎を発症させてしまった</p> <p>損害賠償金 270,000円</p> |

1 商品の特長および加入資格

この保険は、獣医師の方の業務に関わる賠償事故を補償する制度です。ご加入いただけるのはお申込人が以下に該当する場合に限ります。なお、この保険制度はお申込人と被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）が同一となります。この保険制度は、VETPEER保険制度運営事務局 エアロエントリー株式会社が保険契約者となる団体保険契約（明細付契約）です。

お申込人（記名被保険者）

ペットピアにご登録されている獣医師・獣医学部生の方^{（注）}

（注）獣医師の資格を持っている方に限りです。

2 保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかに該当する事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見されたものに限ります。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う獣医師業務（以下「業務」といいます。）の遂行、または業務に付随した動物の管理によって生じた他人の動物の障害^{（注）}または他人の身体の障害もしくは財物の損壊（滅失、破損または汚損）
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が業務に付随して管理する他人の動物（以下「受託動物」といいます。）の紛失、逃亡または盗難
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する被保険者証に記載された業務施設または設備（以下「施設」といいます。）によって生じた他人の動物の障害^{（注）}または他人の身体の障害もしくは財物の損壊（滅失、破損または汚損）

（注）動物の障害とは障害または疾病を言い、これらに起因して死亡し、身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態を含みます。

3 お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費用等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のため必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、被保険者証記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥ 争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

①損害賠償金についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（受託動物については適用されません。）
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- 所定の資格を有しない場合に行ったその業務の遂行または業務に付随して行う管理によって生じた損害賠償責任
- 施設の新築、修理、改造または取り壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任。ただし、受託動物の損失、逃亡、盗難もしくは障害についてはこの限りではありません。
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいによって生じた損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 業務または業務に付随して行う管理の通常範囲内でない行為によって生じた損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気などによる財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務によって生じた損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する動物の紛失、逃亡、盗難または障害によって、被保険者がその動物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ① 馬
 - ② 種雄牛※
 - ③ 動物園、水族館、植物園、公園などの公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物
 - ④ 興行、映画製作などに使用し、または提供するために飼養および保管する動物

※ II型（種雄牛ブラン）では補償対象となります。
- 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 等

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

[示談交渉は必ず引受保険会社にご相談いただきながらおすすめください。]

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

推奨方針

- 各種保険制度

当代理店の販売方針に従い、保険事務・保険金支払い等の相互信頼関係が強く、最も取扱件数が多い三井住友海上火災保険株式会社をこの団体契約の引受保険会社としております。

事故連絡方法

- 「ペットピア賠償保険制度」ホームページの「マイページ」をご確認いただき以下の代理店・扱者までご一報ください。

「ペットピア賠償保険制度」ホームページの「マイページ」

<https://vetpeer.aeroentry.jp/login>

代理店・扱者

エアロエントリー株式会社

〒101-0031
東京都千代田区東神田 2-10-9 4F
TEL: 03-6387-9833
FAX: 03-6661-9760

受付時間 平日 10時～12時 13時～16時まで

- (1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等は「**ペットピア賠償保険制度**」HPの「**事故申請**」からご連絡頂くと**対応がスムーズです**。事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」**0120-258-189** (無料)へ
事故は いち早く

- (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

代理店・扱者

エアロエントリー株式会社

〒101-0031
東京都千代田区東神田 2-10-9 4F
TEL: 03-6387-9833
FAX: 03-6661-9760

受付時間 平日 10時～12時 13時～16時まで

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第四課

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 4-6

2015年10月1日

以降始期契約用

獣医師賠償責任保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では獣医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。※この書面を、保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
獣医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 獣医師特別約款 + 包括契約特約 + 特定動物危険補償特約

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
獣医師賠償責任保険	インターネット上の加入申込手続ページ ^(注) の「お申込情報」に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために入力し、送信するフォームをいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「獣医師賠償責任保険のご案内」2ページの「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「獣医師賠償責任保険のご案内」2ページの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「獣医師賠償責任保険のご案内」3ページの「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間及び補償期間につきましては、「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページの「保険期間」欄および「補償期間」欄をご確認ください。

(5) 支払限度額等

「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページをご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページの掛け金欄(内訳:保険料)にてご確認ください。

(注)お申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただきます場合があります。[注意喚起情報のご説明](#)(次ページ)の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報の ご説明

ご加入に際してお申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込手続ページ^(注)の記載上の注意事項）

特にご注意ください

お申込人（被保険者）には、ご加入時にインターネット上の加入申込手続ページ^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

インターネット上の加入申込手続ページ^(注)に記載された内容のうち、告知事項1、告知事項2は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、インターネット上の加入申込手続ページ^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために入力し、送信するフォームをいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生がお申込人（被保険者）の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご加入時にインターネット上の加入申込手続ページに記載いただいた告知事項1、告知事項2の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく加入者ページからご変更を手続きください。

◇インターネット上の加入申込手続ページに記載いただいたご住所の変更等の事項を変更する場合

3. 補償の開始時期

補償開始日の午前0時（「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載）に補償を開始します。保険料は、「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間（補償期間）が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「獣医師賠償責任保険のご案内」3ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により払い込んでください。「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきます。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

「獣医師賠償責任保険のご案内」6ページをご参照ください。

その他の ご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご加入時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(2) 被保険者証の確認・保管

被保険者証はご加入いただいた後に加入者ページでご覧いただけます。必ず、内容をご確認ください。

(3) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 事故が起こった場合の手続

「獣医師賠償責任保険のご案内」5ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 エアロエントリー株式会社
〒101-0031 東京都千代田区東神田2-10-9 4F
TEL:03-6387-9833 FAX:03-6661-9760

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク
0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。



<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

**「24 時間 365 日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」**

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

A25-101380 承認年月:2025 年 11 月

ペットピア賠償保険

団体割引

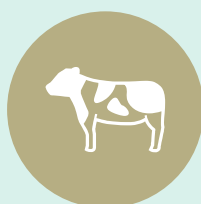
20%

適用^(注1)

獣 医 師

賠 償 責 任 保 険

のご案内



(注1) 団体割引率は、契約時の被保険者の人数によって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、内訳の保険料が変更となります。その場合は、内訳の団体保険制度事務運営費を変更するため、掛け金全体はI型4,990円、II型得9,990円から変更ありません。内訳が変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。

この保険はペットピア保険制度事務局 エアロエントリー株式会社を契約者とする団体契約(明細付契約)です。加入者の皆さまには被保険者証が発行されますので内容をご確認のうえ大切に保管ください。



Webから簡単にお申し込み可能

<https://vetpeer.aeroentry.jp/>



代理店・扱者: エアロエントリー株式会社

MS&AD 三井住友海上

保険期間

2026年4月1日 午後4時 ~ 2027年4月1日 午後4時

(ご注意)この保険期間中に補償が開始されます。ご加入者ごとの補償期間は以下の通りです。

補償期間

加入者が指定する日の午前0時~補償開始日の1年後の応当日の前日の午後12時

補償は加入者が指定する日の午前0時(深夜)に開始します。ただし、クレジットカード決済日が加入者の指定日の当日以降の場合は、クレジットカード決済日の翌日の午前0時(深夜)になります。(例:補償開始が今年12月15日午前0時の場合は、来年12月14日午後12時までが補償期間になります)

インターネットよりお申込みいただけます。お申込みは、下記WEBサイトからお手続きください。

URL : <https://vetpeer.aeroentry.jp/>

お申込み方法

(注) お申し込み後の各種連絡については、保険代理店エアロエントリーよりメールにて送信させて頂いております。指定ドメイン以外は受信しない等のメールフィルターを設定されている場合、メール送信元ドメインinsurance@aeroentry.jpの追加をお願いいたします。

補償内容 掛け金

プラン名	I 型(スタンダードプラン)	II 型(種雄牛プラン)
支払限度額 (身体障害 財物損壊共通)	1事故300万円 (補償期間中900万円)	1事故300万円 (補償期間中900万円)
免責金額	1事故10,000円	1事故10,000円
年間掛け金	4,990円※1	9,990円※2
補償対象動物	エキゾチックアニマルを含む すべての診療対象動物	エキゾチックアニマル、種雄牛を含む すべての診療対象動物
補償対象外動物	<ul style="list-style-type: none"> 種雄牛 馬 動物園、水族館、植物園、公園などの公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物 興行、映画製作などに使用し、または提供するために飼養および保管する動物 	<ul style="list-style-type: none"> 馬 動物園、水族館、植物園、公園などの公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物 興行、映画製作などに使用し、または提供するために飼養および保管する動物

※1 保険料3,840円+団体事務運営費1,150円

※2 保険料7,680円+団体事務運営費2,310円

(注1) 団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料 または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。変更となる場合には、あらかじめ変更後の内容をご案内いたします。

掛け金 払込方法

クレジットカード決済(VISA、MASTR、JCB、American Express、Diners Clubカードをご利用いただけます。)または銀行振込でのお支払いとなります。

事故例

エコーを撮る際に犬が暴れて 股関節脱臼させてしまった 損害賠償金 560,000円	手術時にガーゼを犬の体内に置き忘れ、 腹膜炎を起こし、再手術するも亡くなった 損害賠償金 950,000円
去勢手術時、誤って 犬の尿道を傷つけてしまった 損害賠償金 1,000,000円	誤って猫の目に点耳薬を入れ、 ブドウ膜炎を発症させてしまった 損害賠償金 270,000円

1 商品の特長および加入資格

この保険は、獣医師の方の業務に関わる賠償事故を補償する制度です。ご加入いただけるのはお申込人が以下に該当する場合に限ります。なお、この保険制度はお申込人と被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）が同一となります。この保険制度は、VETPEER保険制度運営事務局 エアロエントリー株式会社が保険契約者となる団体保険契約（明細付契約）です。

お申込人（記名被保険者）

ペットピアにご登録されている獣医師・獣医学部生の方^{（注）}

（注）獣医師の資格を持っている方に限りです。

2 保険金をお支払いする主な場合

次のいずれかに該当する事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見されたものに限ります。

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う獣医師業務（以下「業務」といいます。）の遂行、または業務に付随した動物の管理によって生じた他人の動物の障害^{（注）}または他人の身体の障害もしくは財物の損壊（滅失、破損または汚損）
- ② 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が業務に付随して管理する他人の動物（以下「受託動物」といいます。）の紛失、逃亡または盗難
- ③ 被保険者が所有、使用または管理する被保険者証に記載された業務施設または設備（以下「施設」といいます。）によって生じた他人の動物の障害^{（注）}または他人の身体の障害もしくは財物の損壊（滅失、破損または汚損）

（注）動物の障害とは障害または疾病を言い、これらに起因して死亡し、身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態を含みます。

3 お支払いの対象となる損害

損害の種類	内容
① 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費用等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）
② 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のため必要または有益であった費用
③ 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④ 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用
⑤ 協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、被保険者証記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥ 争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{① 損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

①損害賠償金についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（受託動物については適用されません。）
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）
- 所定の資格を有しない場合に行ったその業務の遂行または業務に付随して行う管理によって生じた損害賠償責任
- 施設の新築、修理、改造または取り壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車^(注1)、船舶^(注2)または車両^(注2)の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任。ただし、受託動物の損失、逃亡、盗難もしくは障害についてはこの限りではありません。
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいによって生じた損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 業務または業務に付随して行う管理の通常範囲内でない行為によって生じた損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体または蒸気などによる財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務によって生じた損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する動物の紛失、逃亡、盗難または障害によって、被保険者がその動物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ① 馬
 - ② 種雄牛※
 - ③ 動物園、水族館、植物園、公園などの公共の場所の常設の施設において飼養展示する動物
 - ④ 興行、映画製作などに使用し、または提供するために飼養および保管する動物

※ II型（種雄牛ブラン）では補償対象となります。
- 直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害 等

(注1) 自動車

原動機付自転車を含みます。

(注2) 船舶、車両

自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。

※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

[示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。]

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

推奨方針

- 各種保険制度

当代理店の販売方針に従い、保険事務・保険金支払い等の相互信頼関係が強く、最も取扱件数が多い三井住友海上火災保険株式会社をこの団体契約の引受保険会社としております。

事故連絡方法

- 「ペットピア賠償保険制度」ホームページの「マイページ」をご確認いただき以下の代理店・扱者までご一報ください。

「ペットピア賠償保険制度」ホームページの「マイページ」

<https://vetpeer.aeroentry.jp/login>

代理店・扱者

エアロエントリー株式会社

〒101-0031
東京都千代田区東神田 2-10-9 4F
TEL: 03-6387-9833
FAX: 03-6661-9760

受付時間 平日 10時～12時 13時～16時まで

- (1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等は「**ペットピア賠償保険制度**」HPの「**事故申請**」からご連絡頂くと**対応がスムーズです**。事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」**0120-258-189** (無料)へ
事故は いち早く

- (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、被害者に対する通知書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランス グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

代理店・扱者

エアロエントリー株式会社

〒101-0031
東京都千代田区東神田 2-10-9 4F
TEL: 03-6387-9833
FAX: 03-6661-9760

受付時間 平日 10時～12時 13時～16時まで

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

総合営業第四部 第四課

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台 4-6

2015年10月1日

以降始期契約用

獣医師賠償責任保険を
ご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面では獣医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。※この書面を、保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約で確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
獣医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 獣医師特別約款 + 包括契約特約 + 特定動物危険補償特約

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
獣医師賠償責任保険	インターネット上の加入申込手続ページ ^(注) の「お申込情報」に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約で確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために入力し、送信するフォームをいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「獣医師賠償責任保険のご案内」2ページの「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

「獣医師賠償責任保険のご案内」2ページの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「獣医師賠償責任保険のご案内」3ページの「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間及び補償期間につきましては、「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページの「保険期間」欄および「補償期間」欄をご確認ください。

(5) 支払限度額等

「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページをご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページの掛け金欄(内訳:保険料)にてご確認ください。

(注)お申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金額をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただきます場合があります。[注意喚起情報のご説明](#)(次ページ)の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報の ご説明

ご加入に際してお申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（告知義務—加入申込手続ページ^(注)の記載上の注意事項）

特にご注意ください

お申込人（被保険者）には、ご加入時にインターネット上の加入申込手続ページ^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

インターネット上の加入申込手続ページ^(注)に記載された内容のうち、告知事項1、告知事項2は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、インターネット上の加入申込手続ページ^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために入力し、送信するフォームをいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(2) ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生がお申込人（被保険者）の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ご加入時にインターネット上の加入申込手続ページに記載いただいた告知事項1、告知事項2の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次に該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく加入者ページからご変更を手続きください。

◇インターネット上の加入申込手続ページに記載いただいたご住所の変更等の事項を変更する場合

3. 補償の開始時期

補償開始日の午前0時（「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載）に補償を開始します。保険料は、「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間（補償期間）が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「獣医師賠償責任保険のご案内」3ページをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により払い込んでください。「獣医師賠償責任保険のご案内」1ページ記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきます。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8. 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

9. 個人情報の取扱い

「獣医師賠償責任保険のご案内」6ページをご参照ください。

その他の ご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご加入時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高い等、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

(2) 被保険者証の確認・保管

被保険者証はご加入いただいた後に加入者ページでご覧いただけます。必ず、内容をご確認ください。

(3) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

特にご注意ください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 事故が起こった場合の手続

「獣医師賠償責任保険のご案内」5ページをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 エアロエントリー株式会社
〒101-0031 東京都千代田区東神田2-10-9 4F
TEL:03-6387-9833 FAX:03-6661-9760

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク
0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。



<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

**「24 時間 365 日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター」**

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル
(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは 03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

A25-101380 承認年月:2026 年 1 月